



子育てガイドブック

はじめに

二宮町こども家庭センター“にのはぐ”は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をするために設置された相談窓口です。「にのみやで育み(はぐくみ)、いっぱい HUG(ハグ)しよう」ということで命名されたこのセンターは子育てをサポートする様々な事業に取り組んでおります。

この「子育てガイドブック」は、子育てに関する行政情報などを1冊にわかりやすくまとめたものです。子育てに関することで、なにか知りたいときや困ったことなどがありましたら、このガイドブックを開いてみてください。きっと、お手続き等の足掛かりとなる情報が見つかると思います。掲載している内容についてさらに詳しく知りたい、相談したい、そういった時一人で悩まず、ぜひご相談ください。

この冊子が、次世代を担う子ども達のすこやかな成長と、それを支援する全ての皆さまのお役に立てることを願ってお届けします。

令和7年4月
二宮町こども家庭センター「にのはぐ」



★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ もくじ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

こども家庭センター「にのはぐ」	・ ・ ・ ・ 2
母子健康手帳の交付	・ ・ ・ ・ 3
妊娠中～産後の健康、教室など	・ ・ ・ ・ 4
さまざまな制度	・ ・ ・ ・ 9
赤ちゃんが生まれたら	・ ・ ・ 1 1
乳幼児期に相談できるところ	・ ・ ・ 1 3
育児の相談と教室	・ ・ ・ 1 6
子育てサロン	・ ・ ・ 1 9
保育所・認定こども園・幼稚園	・ ・ ・ 2 0
その他の保育サービス	・ ・ ・ 2 1
障がい福祉サービスの相談	・ ・ ・ 2 3
就学相談・教育相談	・ ・ ・ 3 0
手当・助成制度	・ ・ ・ 3 6





こども家庭センター「にのはぐ」

～二宮ではぐくみ、いっぱいHUGしよう♪～



「無事に出産できるかな…」「妊娠中、何をすればいいのかな…」「おむつ、お着換え、なんだか難しい…」「しつってどうしたらいいの？虐待かもと悩んでしまう…」「保育園や幼稚園の集団生活にうまくなじめない…」など妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口です。



こども家庭センター「にのはぐ」
二宮町二宮1410
☎0463-71-7100

私たちがご相談に乗ります！



保健師



歯科
衛生士



管理
栄養士



助産師



看護師



心理士

❤️乳幼児健診等は健康カレンダーを
ご覧ください。

❤️18歳未満までの相談に応じます。



各種内容は二宮町ホームページ等、ご参照ください。

二宮町ホームページからID検索



妊娠がわかったら…



母子健康手帳の交付



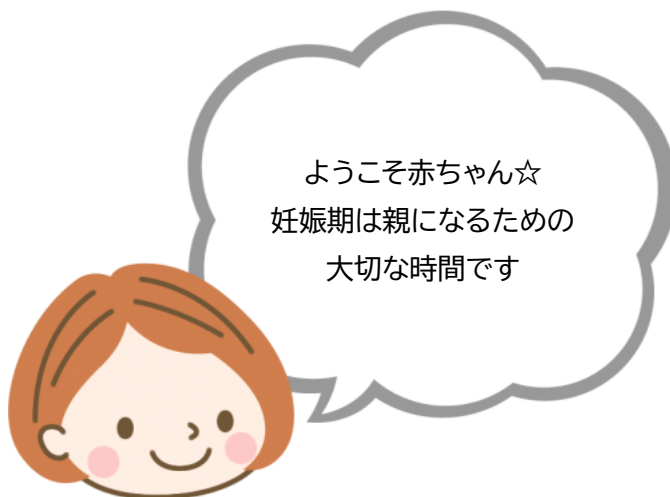
妊娠中は大きな喜びと不安が入り混じる時です。

この時期は親になる準備とともに、すこやかな赤ちゃんに会うために、健康に気をつけていきましょう。

医療機関で妊娠と診断されたら妊娠届を出し、母子健康手帳を受け取りましょう。このときに、安心して出産を迎えていただくために妊婦の方全員に面談を行います。母子手帳と妊婦健康診査受診票や新生児聴覚検査受診票など、様々な保健サービスの案内を差し上げます。

母子健康手帳は妊娠中～就学前までの健康状態や予防接種の接種歴などを記録するためのものです。

届出先…こども家庭センター「にのはぐ」



妊娠中～産後の健康、教室など

妊婦健康診査

● 妊婦健康診査と妊婦健康診査補助券

妊婦の健康状態、赤ちゃんの発育を把握するための大切な健診です。

町では、妊婦健康診査の費用の一部を補助するために、妊婦健康診査補助券をお渡ししています。

● 妊婦健康診査の回数

- 妊娠 23 週まで ⇒ 4 週間に 1 回
 妊娠 24～35 週まで ⇒ 2 週間に 1 回
 妊娠 36 週以降 ⇒ 1 週間に 1 回



定期的な健康診査を受けましょう！

● 妊婦健康診査補助券の使い方

有効期間	母子手帳交付日から分娩の前まで
補助対象	妊婦健康診査にかかる費用（健康保険適用の診療費は助成対象外です）
補助回数	14 回※多胎妊婦は 19 回 （1 回目：12,000 円 2 回目～：5,000 円） ・ 健診費用が補助金額を上回った分は自己負担となります。 ・ 健康診査費用が補助券に記載されている金額未満の場合は、償還払い（次頁記載）となります。
使い方	① 1 回の健康診査で、1 回分の補助券のみ使用することができます。 ② 受診する前に医療機関に確認してください。 ③ 助成金額を超える場合は、自己負担が発生します。
取り扱い	① 本券は、再発行できません。 ② 切り離し無効で、未使用の補助券を他人へ譲渡することはできません ③ 補助券を使い残して出産した場合でも、現金との交換はできません。 ④ 二宮町から転出された場合は、本券は使用できませんので、転出先市町村の担当課にご確認ください。

● 妊婦健康診査償還払い

補助券を取り扱っていない医療機関・助産所で妊婦健康診査を受診した場合や、健診費用が費用補助券の金額より少なかった等で、補助券を使用できない場合、実費を負担していただいた後に、補助券相当分または実費相当分を返金する制度です。対象となる施設は日本国内の医療機関です。

申請期限	最終妊婦健康診査受診日から 1 年以内
必要なもの	① 母子健康手帳 ② 妊婦健康診査費用補助券 ③ 申請者名義の振込先預金通帳、または振込口座が確認できるもの （申請者と口座名義が異なる場合は申請者の委任状） ④ 次の項目が記載された領収書及び診療明細書 （受診者名・健診年月日・領収金額・医療機関の所在地・名称）
申請場所	こども家庭センター「にのはぐ」



妊産婦歯科健診

妊娠中は、ホルモンの変化などから口内の状態が変化し、“むし歯”や“歯周病”になりやすく、進行しやすい時期です。また、妊娠中に歯周病になると、早産や低出生体重児の可能性が高まるということもわかってきました。お母さんのお口の健康を保つことは、赤ちゃんの健康を守ることに繋がります。

受診回数・費用	2 回（妊娠中と産後 12 か月以内に各 1 回）・無料
受診機関	① 町内の指定実施医療機関 ② 平塚市・大磯町内の指定実施医療機関
受診方法	① 町内の指定実施医療機関⇒医療機関に直接予約してください。 ② 平塚市・大磯町内の医療機関 ⇒ にのはぐ に電話でお申込みください。 必要書類をお手元に郵送します。
持ち物	母子健康手帳、歯ブラシ （平塚市・大磯町内医療機関を受診の場合は、町から送付された書類）



風しんの予防接種

ID 検索 996

妊娠中(特に妊娠初期)、風しんに感染すると、白内障・先天性疾患・難聴を主な症状とする「先天性風しん症候群」の子どもが生まれる可能性があります。風しんの予防や流行を防ぐことを目的に、予防接種費用の一部を助成しています。

◆ 問い合わせ先

対 象 者	二宮町に住民登録のある方のうち ① 妊娠を予定・希望している女性(妊娠中は接種できません) ② ①または、妊娠している女性の同居者 ・ 既にワクチン接種歴のある人、かかったことがある人は除きます
接種医療機関	協力医療機関に直接予約してください。(ホームページ参照)
接種ワクチン	麻しん風しん混合(MR)ワクチン 1 回分、 または、風しん単体ワクチン 1 回分
接種助成額	助成は一人 1 回限り ・ 麻しん風しん混合(MR)ワクチン 5,000 円 ・ 風しん単体ワクチン 3,000 円
取り扱い	・ 接種費用から、助成額を除いた差額を医療機関でお支払いください。 ・ 接種費用は、医療機関により異なります。各医療機関に直接お問い合わせください。 ・ 受診して予防接種ができなかった場合、予診料(初診料)をお支払いいただく場合があります。 ・ 助成申請書は、各協力医療機関にあります。
持 ち 物	・ 健康保険証 ・ 妊娠している女性の同居者の場合は、出生予定の子どもの母子健康手帳(コピー可)
健康被害	・ この予防接種は、 任意予防接種 になりますが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度による被害救済の対象となります。
その他	・ 妊娠している女性は接種することができません。必ず妊娠していないことを確認し、接種後 2 か月は妊娠を避けてください。
問い合わせ先	子育て・健康課 健康づくり班 Tel0463-71-7100



新生児聴覚検査

生まれてまもない赤ちゃんを対象に行う「耳の聞こえの検査」です。赤ちゃんの約1,000人に1～2人が、生まれつき、聞こえに障がいがあると言われています。早期発見による早い段階での適切な治療と支援を受けると、ことばの発達などへの影響を最小限に抑えられることが分かっています。検査は赤ちゃんが眠っている間に行い、数分間で終わり、痛みなどはありません。この機会にぜひ検査を受けましょう。

対象	二宮町の住民登録がある妊婦さんが出産したお子さま
助成内容	お子さまが受けた聴覚検査（初回）のうち、 ・AABR・ABR 検査 3,000 円 ・OAE 検査 1,500 円 を上限に助成します。 ※医療機関によって検査方法が異なります。
利用方法	①助成券の太枠内の欄を記入し、お子さまが生まれた医療機関に提出してください。 ②検査の時期は、出産後概ね 3 日以内に実施されます。ただし、特別な事情により検査を実施することができないときは、生後 60 日に達する日までに実施してください。 ③検査をすると、検査費用から助成上限額が差し引かれます。 ※検査費用が助成上限額を下回る場合や、助成券が利用できない国内の医療機関・助産院で検査を受けた場合は、検査費用全額をお支払いいただき、償還払い（払い戻し）の手続きを行ってください。

● 新生児聴覚検査償還払い

申請期限	検査日から 1 年以内
必要なもの	① 母子健康手帳 ② 新生児聴覚検査助成券（未使用のもの） ③ 申請者名義の振込先預金通帳、または振込口座が確認できるもの（申請者と口座名義が異なる場合は申請者の委任状） ④ 次の項目が記載された領収書及び診療明細書（受診者名・健診年月日・領収金額・医療機関の所在地・名称）
申請場所	こども家庭センター「にのはぐ」



産婦健康診査

産後は、出産や慣れない育児の疲れ、ホルモンバランスの変化、睡眠不足、環境の変化等によって心身の不調が起こりやすくなります。産後間もない時期の体調管理に対応するため、産婦健康診査の費用を一部助成します。

● 産婦健康診査補助券の使い方

有効期間	産後50日以内（産後2週間頃、1か月頃）
補助対象	産婦健康診査にかかる費用（健康保険適用の診療費は助成対象外です）
補助回数	2回（1回につき5,000円） ・ 健診費用が補助金額を上回った場合は自己負担となります。 ・ 健康診査費用が補助金に記載されている金額未満の場合は、償還払い（下記記載）となります。
使い方	・ 1回の産婦健康診査で1回分の補助券（5,000円）を使用できます。 ・ 受診する前に医療機関に確認してください。 ・ お子さまの健診料金は含みません。
取り扱い	① 本券は、再発行できません。 ② 切り離し無効で、未使用の補助券を他人へ譲渡することはできません ③ 補助券を使い残した場合でも、現金との交換はできません。 ④ 二宮町から転出された場合は、本券は使用できませんので、転出先市町村の担当課にご確認ください。

● 産婦健康診査償還払い

補助券を取り扱っていない医療機関・助産所で産婦健康診査を受診した場合や、健診費用が補助券の金額より少なかった等で補助券を使用できない場合に、実費を負担していただいた後に、補助券相当分または実費相当分を返金する制度です。対象となる施設は日本国内の医療機関です。

申請期限	最終産婦健康診査受診日から1年以内
持ち物	① 母子健康手帳 ② 産婦健康診査補助券 ③ 申請者名義の振込先預金通帳、または振込口座が確認できるもの（申請者と口座名義が異なる場合は申請者の委任状） ④ 次の項目が記載された領収書及び診療明細書 （受診者名・健診年月日・領収金額・医療機関の所在地・名称）
申請場所	こども家庭センター「にのはぐ」



マタニティ教室

ID 検索 987

沐浴体験や骨盤体操、先輩ママとの交流などを通して、楽しくお産や育児について学び、体調を整えながら出産の準備をするものです。

パパの参加はもちろん、祖父母の方も、ぜひお越しください。



さまざまな制度



国民年金保険料の免除

ID 検索 1198

出産予定または出産日が属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3 か月前）から、出産（予定）日が属する月の翌々月までの期間、国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

対象者	産前産後免除期間に国民年金第 1 号被保険者の期間を有する方
届け出時期	出産予定日の 6 か月前から届出可能です。
持ち物	出産予定日または出産日を確認することができる書類 （母子健康手帳など） 基礎年金番号または個人番号がわかるもの
届け出・問い合わせ	福祉保険課 国保年金班 Tel0463-71-3190



国民健康保険税の軽減

ID 検索 1174

出産予定または出産日が属する月の前月（多胎妊娠の場合には 3 か月前）から、出産（予定）日が属する月の翌々月までの期間、国民健康保険税（所得割および均等割額）が軽減されます。

※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

対象者	二宮町国民健康保険に加入中の方で、令和 5 年 11 月 1 日以降に出産または出産予定の方
届け出時期	出産予定日の 6 か月前から届出可能です。
持ち物	出産予定日または出産日を確認することができる書類 （母子健康手帳など）
届け出・問い合わせ	福祉保険課 国保年金班 Tel0463-71-3190

※社会保険に加入の方にも同様の免除制度があります。詳しくはお勤め先にお問合せください。



コミュニティバスの割引（ミーヤ手形）

ID 検索 1354

6か月券（5,000 円）、12 か月券（8,000 円）を購入した場合、1 回の利用料金が無料になります。

対象者	町内在住の妊産婦 町内在住の未就学児の父母及び祖父 町内在住の 75 歳以上の方	
販売場所	二宮駅北口 神奈中二宮駅前サービスセンター (月水金の 11:30-12:30、13:30-19:00)	
持ち物	身分証明書（運転免許証、保険証、パスポートなど） 過去一年以内に撮影した証明写真（縦 2.5 cm×横 2.5 cmで脱帽のもの） 妊産婦の方は母子手帳（未就学児の父母、祖父母は対象未就学児の住所等がわかる身分証明書）	



妊婦のための支援給付

ID 検索 1740

妊婦の産前産後の経済的な負担を軽減する目的として妊婦支援給付金を支給します。

また、保健師や助産師等による妊娠等包括相談支援による面談と合わせて子育て期をサポートします。



赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんが生まれた時に必要な手続き

出生届

出生地・住所地・本籍地で届出。

《手続き期限》

生まれた日から **14日以内**

《担当課》

役場 1 階 町民課 戸籍住民班

《持ち物》

- ・ 出生証明書
- ・ 母子健康手帳
- ・ 出生連絡票

出産育児一時金

- 国民健康保険加入者

《申請対象者》

- ・ 医療機関への直接支払制度を利用していない方
- ・ 直接支払制度を利用後、差額の支給がある方

《担当課》

役場 1 階 福祉保険課 国保年金班

《持ち物》

- ・ 資格確認書または資格情報のお知らせ、領収書、直接支払同意書、預金通帳
 - ・ 直接支払い同意書（出産した医療機関等で発行をしたもの）
※直接支払制度を利用した場合のみ
- その他の健康保険の加入者：勤務先または加入の健康保険組合

こども医療証

医療費の保険診療分の助成です。
0 歳から 18 歳に到達する年度の
末日（3 月 31 日）まで助成しま
す。

《担当課》

役場地下 1 階 こども支援課

《持ち物》

お子さまを扶養する方の加入する
健康保険がわかるもの

児童手当

18 歳到達年度までの手当です。

《担当課》

役場地下 1 階 こども支援課

《持ち物》

- ・ 口座情報がわかるもの（保護者
で所得が高い方）
- ・ マイナンバーカード
または通知カード

※ 公務員の方は勤務先で手続き

紙おむつ用ごみ袋 無償配布

赤ちゃんが生まれた時、または転
入時に 2 歳未満のお子さまがいる
ご家庭に紙おむつ用ごみ袋
（30L）を無償で配布します。

《担当課》

役場地下 1 階 こども支援課

《持ち物》

- ・ ごみ袋を持ち帰るためのエコ
バックなど



こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月を迎えるまでの赤ちゃん全員のご家庭を、助産師、保健師、看護師等が訪問して、産婦の体調や赤ちゃんの体重測定や予防接種、子育ての心配ごとなどお受けし、予防接種や母子保健サービスのご案内をしています。

＜訪問までの流れ＞

- ・ 出生届け出時に、町民課へ「出生連絡票」をお持ちください。
 - ・ 郵送の場合は、出生連絡票を下記までご郵送ください。
 - ・ “にのはぐ” より産婦さんへご連絡いたします。
- ※ 里帰り先での訪問を希望される方は、お電話でお問い合わせください。

＜担当課＞

こども家庭センター「にのはぐ」
〒259-0123 二宮町二宮 1410
☎0463-71-7100



すこやかな育児のために

ID 検索 192

予防接種

- ・ 接種医療機関に予約の上、お受けください。
- ・ 医療機関や開始時期は町ホームページをご覧ください。

＜持ち物＞

- ・ 母子健康手帳

※ 予診票は、各医療機関にてお配りしています。

＜担当課＞

子育て・健康課 健康づくり班
☎0463-71-7100

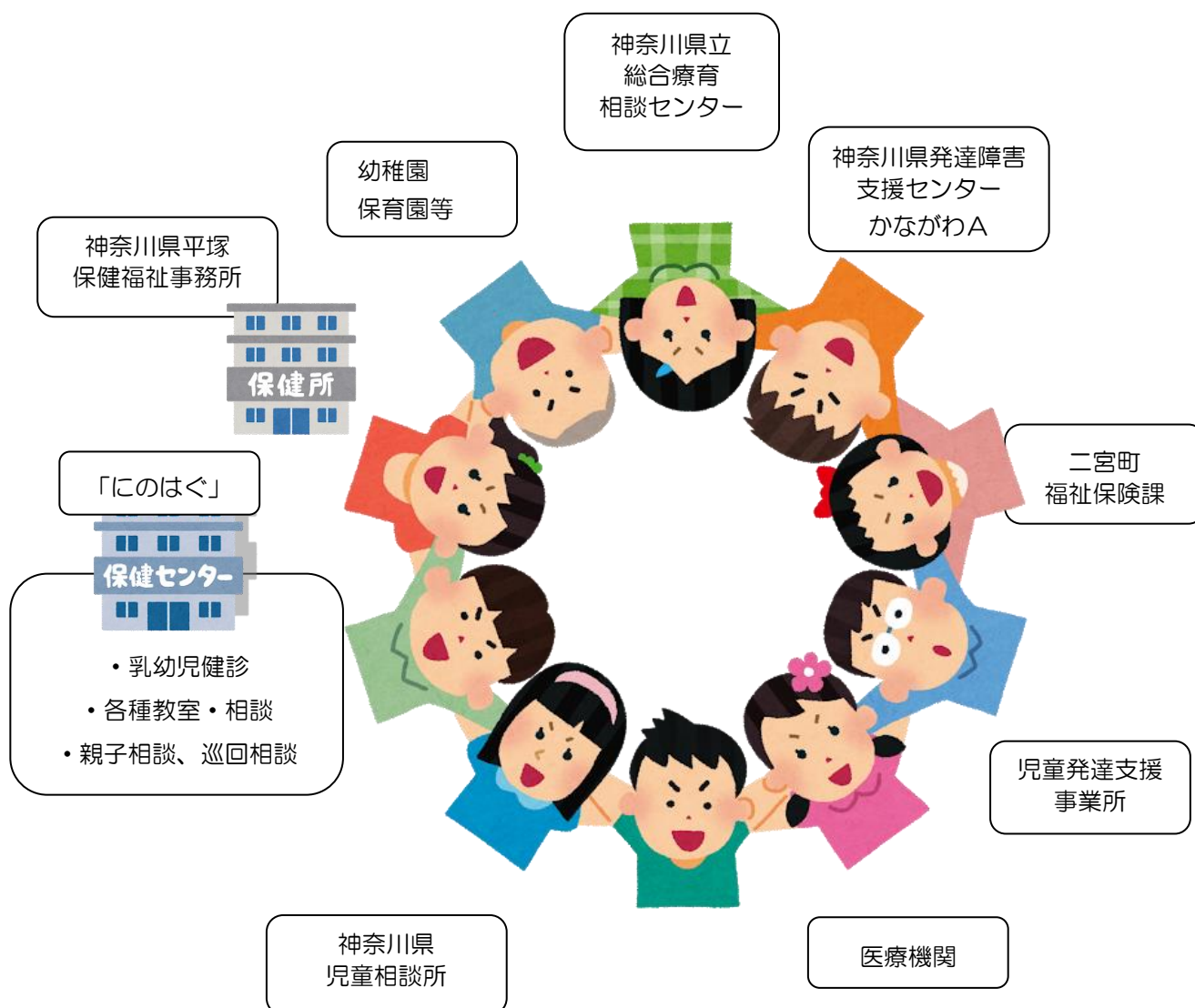


乳幼児期に相談できるところ



育児の相談と教室

～育つ喜び・育てる幸せを応援します～





産後ケア

ID 検索 2126

産後は些細な事でも不安になりがちです。安心して子育てができるよう心身のケアや育児支援を行うものです。子育てをするパパやママが幸せいっぱい笑顔で過ごしてほしい。そして少しでも力になれば嬉しい…そんな事業です。ぜひご相談ください。子育てが軌道に乗るまでの間、産婦の心身の回復や安心して育児を行えるよう、助産師等がサポートします。



対象	二宮町にお住いの産後1年に満たない産婦 産後ケアを必要とする者		
種別	訪問型	デイサービス型	宿泊型
	自宅に助産師が訪問	こども家庭センターで実施	産後ケア施設に宿泊
内容	授乳相談、乳房マッサージ、沐浴援助、育児相談等	ママ交流、ママの健康づくり講座、育児相談、赤ちゃんを預けてゆっくり休息、ランチ等	授乳相談、乳房マッサージ、育児相談、赤ちゃんを預けてゆっくり休息等
利用料金	自己負担額 1,500 円	自己負担額 1,000 円	自己負担額 11,000 円
申込方法	利用予定日の3日前までに、「にのはぐ」へ連絡してください。 デイサービス型は町公式 LINE からでも申込できます。 ※希望のある方は、あらかじめ申請書を、赤ちゃん訪問のときに記入していただきます。未申請の方は、ご相談ください。		



お子さまの健康

●乳幼児健康診査

※対象健診前に個別で通知をします。

名称		対象年月齢
個別	8～10 か月児健康診査	生後 8 か月になった日から 1 1 か月になる前日まで
集団	4 か月児健康診査	生後 4 か月前後
	1 歳児健康歯科相談	1 歳前後
	1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月前後
	2 歳児歯科健康診査	2 歳 3 か月前後
	3 歳児健康診査	3 歳 5 か月前後

●訪問相談・電話相談

新生児や乳幼児がいる家庭に、専門スタッフが訪問し、発育・発達や育児に関する相談をお受けしています。

窓口や電話で育児や離乳食などの相談を、専門スタッフがお受けしています。

●乳幼児発達相談

お子さまのことばや運動の発達、友達とうまくあそべない、落ち着きがないなど人とのかかわりの心配や集団生活上の悩みなどの相談を、心理士、保健師等の専門職がお受けしています。



●中島バス停より徒歩約3分

二宮町こども家庭センター にはぐ

二宮町二宮1410 二宮町保健センター内

電話 0463-71-7100

FAX 0463-72-6086

E-mail: health@town.ninomiya.kanagawa.jp



育児の相談と教室



育つ喜び・育てる幸せを応援します

妊娠・出産・子育て

はぐくみ相談

妊婦・就学前までのお子さまを対象に、身長体重の計測や、生活相談、栄養相談、歯科相談、母乳相談を各専門職がお受けしています。

親子で happy☆

赤ちゃん体操

赤ちゃんの気持ちよさ、発達段階に合わせた姿勢に注目をした体操、抱っこの仕方、寝かせ方を体験します。赤ちゃん体操は身体のバランスを整え、親子のリラックス、すこやかな成長を促します。

うまくいなくてもだいじょうぶ

こどもごはん〈離乳食〉教室

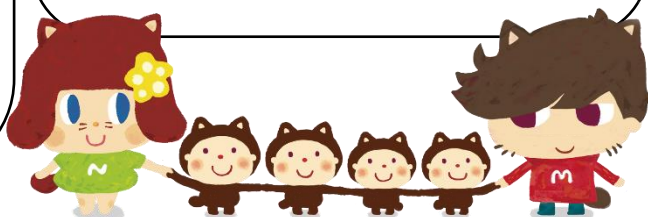
離乳食は、赤ちゃんが初めて「食べもの」を口にする第一歩！

赤ちゃんの発達や健康に直接関わるため、プレッシャーを感じている方も多いことでしょう。初めての事なので、うまくいなくても大丈夫。この教室で、肩の力を抜き、リラックスした離乳食作りと食べさせ方を学びましょう！

子育てスペース

でんでんむし

パパママたちの交流の場として保健センターの一室を開放します。（フリースペースです。お子さまを自由に遊ばせながらおしゃべりしましょう。プレパパプレママの参加も大歓迎です。





親子教室

言葉の遅れやかんしゃくなど、子育てに悩みはつきものです。
ゆっくりくつろぎながら、親子遊びをしたり、情報交換をする教室です。
保健師や心理士等がご相談に応じています。

親子教室

2歳代くらいまでのお子さまと保護者を対象にした、親子でたくさん触れ合って、子育てが楽しくなる教室です。

発達支援教室

小集団の中でおこさんの発達やコミュニケーションスキルを高め、専門スタッフと一緒に子育てを考える教室です。

乳幼児発達相談

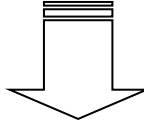
1歳6か月児健診、3歳児健診を受けた後で、
発育・発達の経過観察、相談が必要なお子さまを対象に、心理士が相談を受けます。
巡回相談の結果などもこちらでお返しします。
完全予約制です。

参加についてはにのはぐへ
ご相談ください



幼稚園・保育園

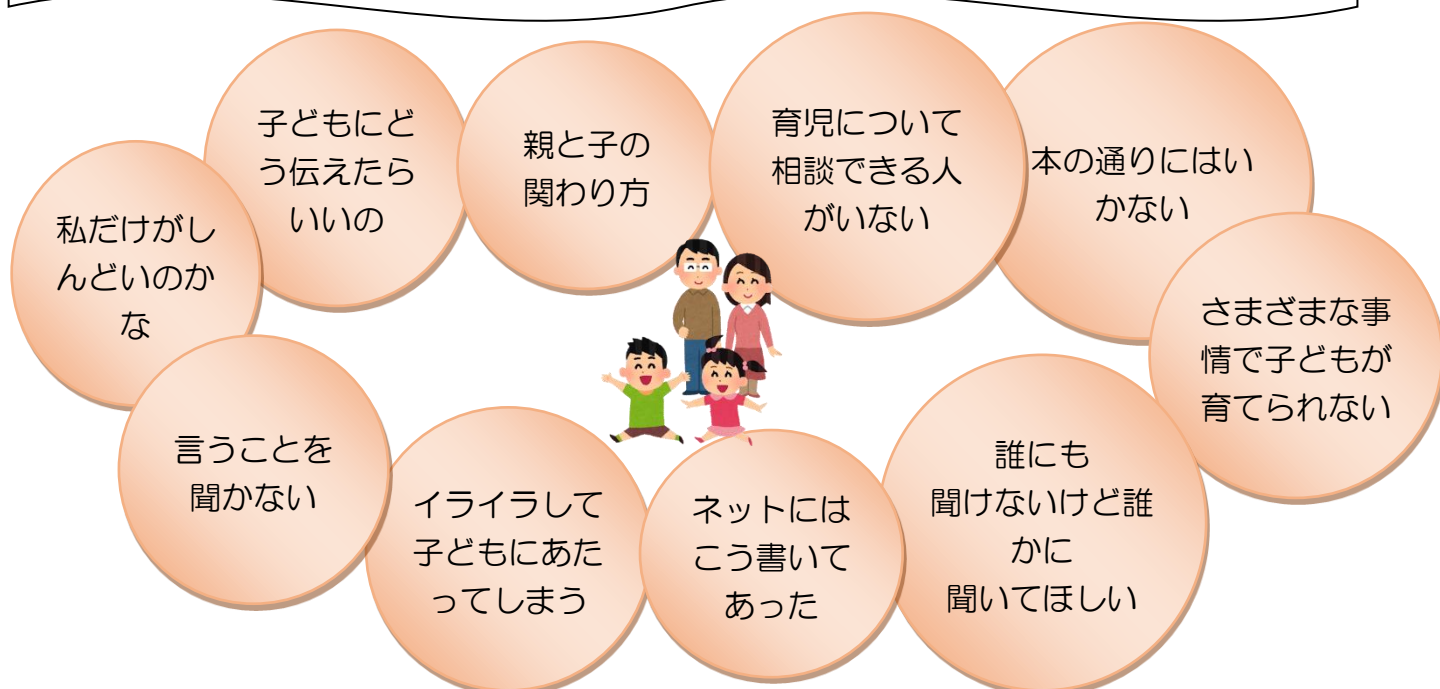
巡回相談

- 
- ♥ 幼稚園や保育園での様子が気になる場合は、各園に出向いて、園での過ごし方について保育や教育のアドバイスをします。
 - ♥ 結果は保護者へもお返しします。



子ども総合相談

子どもたちの心身ともにすこやかな成長をお手伝いする身近な相談室です。
お子さまが成長していく過程で起こってくるさまざまな問題や悩みについてお気軽にご相談ください。



二宮町保健センター
(こども家庭センターにのほぐ)

☎ 0463-71-7100

月曜日～金曜日（平日のみ）

8:30～17:15

- ☆ 18歳未満の子どもや家庭、妊産婦に関すること。
- ☆ 相談は、家庭からに限らず、学校・幼稚園・保育園・児童委員・近隣の方など、どなたからでも応じます。
- ☆ 相談により知り得た秘密は、堅く守ります。気軽にご利用ください。

神奈川県平塚児童相談所

☎ 0463-73-6888

月曜日～金曜日（平日のみ）

8:30～17:15

- ☆ 18歳未満のお子さまに関するさまざまなご相談に応じます。
- ☆ 相談は、どなたからでも応じます。
- ☆ 相談により知り得た秘密は、堅く守ります。気軽にご利用ください。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189(いちはやく)

保育所・認定こども園・幼稚園

こども支援課 こども支援班（役場内）

電 話 0463-71-5862

【保育所・認定こども園】

保護者が仕事や病気などの理由でお子さまの「保育が必要な事由」がある場合、保護者に代わって保育をすることを目的とする施設です。また、認定こども園は幼稚園と保育所の役割を併せ持っています。申込書はこども支援課窓口やホームページ上で取得できます。

◆公立保育所

施設名	所在地	保育年齢	電話番号
百合が丘保育園	百合が丘 3-63	産休明けから	0463-71-9657

◆私立保育所（認定こども園を含む）

施設名	所在地	保育年齢	電話番号
二宮保育園	二宮 1049-6	産休明けから	0463-72-2350
梅花保育園	二宮 1341	9 か月から	0463-73-1312
みちる愛児園	富士見が丘 2-19-8	6 か月から	0463-73-2969
みちる愛児園中里ナーサリー	中里 737-1	6 か月から	0463-71-5328
みちる愛児園駅前ナーサリー	二宮 823-8	6 か月から 3 歳未満まで	0463-73-3331
二宮めぐみ幼稚園(認定こども園)	二宮 92	3 歳から	0463-71-0570

【幼稚園・認定こども園】

町内には 5 つの幼稚園があります。すべて私立の幼稚園で、5 園とも 3 年保育を実施しています。入園については各園にお問い合わせください。

◆私立幼稚園（認定こども園を含む）

園名	所在地	電話番号
二宮めぐみ幼稚園（認定こども園）	二宮 92	0463-71-0570
海の星幼稚園	二宮 88	0463-73-1513
二宮育美幼稚園	百合が丘 2-2-2	0463-71-0350
二宮みどり幼稚園	山西 1577	0463-72-1990
梅の木幼稚園	一色 724	0463-73-2525

その他の保育サービス

こども支援課 こども支援班（役場内）

電 話 0463-71-5862

【一時預かり】

ID 検索 968

保護者の仕事、冠婚葬祭、通院、心身のリフレッシュ等の理由でお子さまを 1 時間単位でお預かりする「一時預かり」を行っています。

場 所	利用時間	対 象	料 金
百合が丘保育園 0463-71-9657	平日 8 時 30 分～ 17 時 00 分	町内在住の生後 6 か月から就学 前までのお子さ ま	3 歳児未満： 1 時間 400 円 3 歳児以上： 1 時間 300 円 ※30 分未満は切り捨て 30 分以上は 1 時間換算。
栄通り子育てサロン 0463-71-1120 中里子育てサロン 0463-71-5479	平日 9 時 00 分～ 16 時 30 分		

※事前に親子の面接が必要です。保育園・各サロンにお問合せください。

※各サロンでは布団を使用した場合 385 円(税込み)、百合が丘保育園では昼食を利用する場合 270 円(税込み)が掛かります。

【ファミリー・サポート・センター】

ID 検索 917

「育児の支援ができる方(以下、まかせて会員)」と「育児の支援を受けたい方(以下、おねがい会員)」がお互いに助け合うシステムです。

「おねがい会員」が事前に登録し、希望日時をセンター(事務局)に申し込むと、常駐のアドバイザーが「まかせて会員」と活動内容等を調整し、会員双方の事前打ち合わせ後、援助活動が受けられます。

対象	内容	料金
生後 3 か月 から 小学 6 年生 まで	・ 保育園等への送迎 ・ 保育園や学童保育等が始まる前や終了後の預かり ・ 冠婚葬祭時等の一時預かり 原則まかせて会員の自宅で預かります。 宿泊や病児・病後児の保育はできません。	平日 7 時 00 分～ 20 時 00 分まで 1 時間 700 円 ・ 平日の上記以外の時間 1 時間 900 円 上記は子ども 1 人の料金 です。

申込・問合せ：二宮町ファミリー・サポート・センター（町社会福祉協議会内）
0463-75-9730

【病後児保育】

ID 検索 974

病気等の回復期にあるお子様を、一時的に専任の看護師・保育士が専用保育室でお預かりします。

施設	社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホーム（認定こども園あおばと内）
対象	・二宮町内在住、又は保護者が二宮町に在勤・在学している方 ・生後 6 か月から就学前までの乳幼児 ・病気回復期（病後児）のため、集団保育等が困難なお子さま ・保護者の勤務等の都合により、家庭での保育が困難なお子さま
開所日時	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）7 時 30 分～18 時 30 分まで
利用定員	3 名（予約順）
利用料金	2,000 円／日（給食やおやつなどの実費は別途負担） （注）生活保護、町民税非課税世帯は利用料のみ免除されます。（要証明書類）
利用期間	1 回に利用できる期間は 7 日間まで
その他	お子さまについて（予防接種やアレルギー等）把握するため、あらかじめ登録をお願いします。「利用登録書」「同意書」にご記入のうえ、母子健康手帳を持って認定こども園『あおばと』へお越しください。

申込・問合せ：社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホーム（認定こども園あおばと内）

大磯町大磯 1,121 番地

0463-74-5918



子どもの病気やけが・電話相談

○子ども医療電話相談事業（電話番号：#8000（全国同一の短縮ダイヤル））

休日、夜間の子どもの症状にどのように対処したらよいか、病院を受診した方が良いのかなど判断に迷った時は、小児科医師や看護師から、症状に応じた適切な対応の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

○かながわ救急相談センター（電話番号：#7119）

急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだ方がいいか。」「今すぐ病院にいった方が良いのか」などで迷った際に、電話でアドバイスを受けることができます。

○中毒 110 番

化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによっておこる急性の中毒について情報提供、相談が行われています。（異物誤飲（小石、ビー玉など）、食中毒、慢性の中毒、常用量での医薬品の副作用は受け付けていません。）

（公財）日本中毒情報センター	
大阪中毒 110 番	☎ 072-727-2499 [365 日 24 時間対応]
つくば中毒 110 番	☎ 029-852-9999 [365 日 24 時間対応]
たばこ専用回線	☎ 072-726-9922 【無料（テープによる情報提供）365 日 24 時間対応】



障がい福祉サービスの相談

福祉保険課 福祉・障がい者支援班（役場内）

電話 0463-75-9289



◆障がい福祉サービスの相談

障がいのあるお子さまの生活に関することや、補装具、短期入所・通所、将来の問題などについて、相談をお受けしています。

相談先	住所	電話番号
福祉保険課 福祉・障がい者支援班	二宮町役場内	0463-75-9289
地域支援センターそしん	山西 1234-1	0463-70-3577

※ 障がい者手帳（身体、療育、精神）・障がい福祉サービス受給者証の申請、補装具は役場福祉保険課でお受けしています。

◆民生委員児童委員(主任児童委員)による相談

お住まいの地域には町民の立場で子育て支援を行う民生委員児童委員と主任児童委員がいます。地域の身近な相談相手として、お気軽にご相談ください。また、地域のお子さまたちの様子で気になることがあったら、教えてください。

☆主任児童委員の主な活動☆

- ・お子さまの生活や子育てについて一緒に考えます。
- ・子育て支援活動をしています。
- ・地域のお子さまがすこやかに育つためのお手伝いをします。
- ・行政機関とのパイプ役になります。

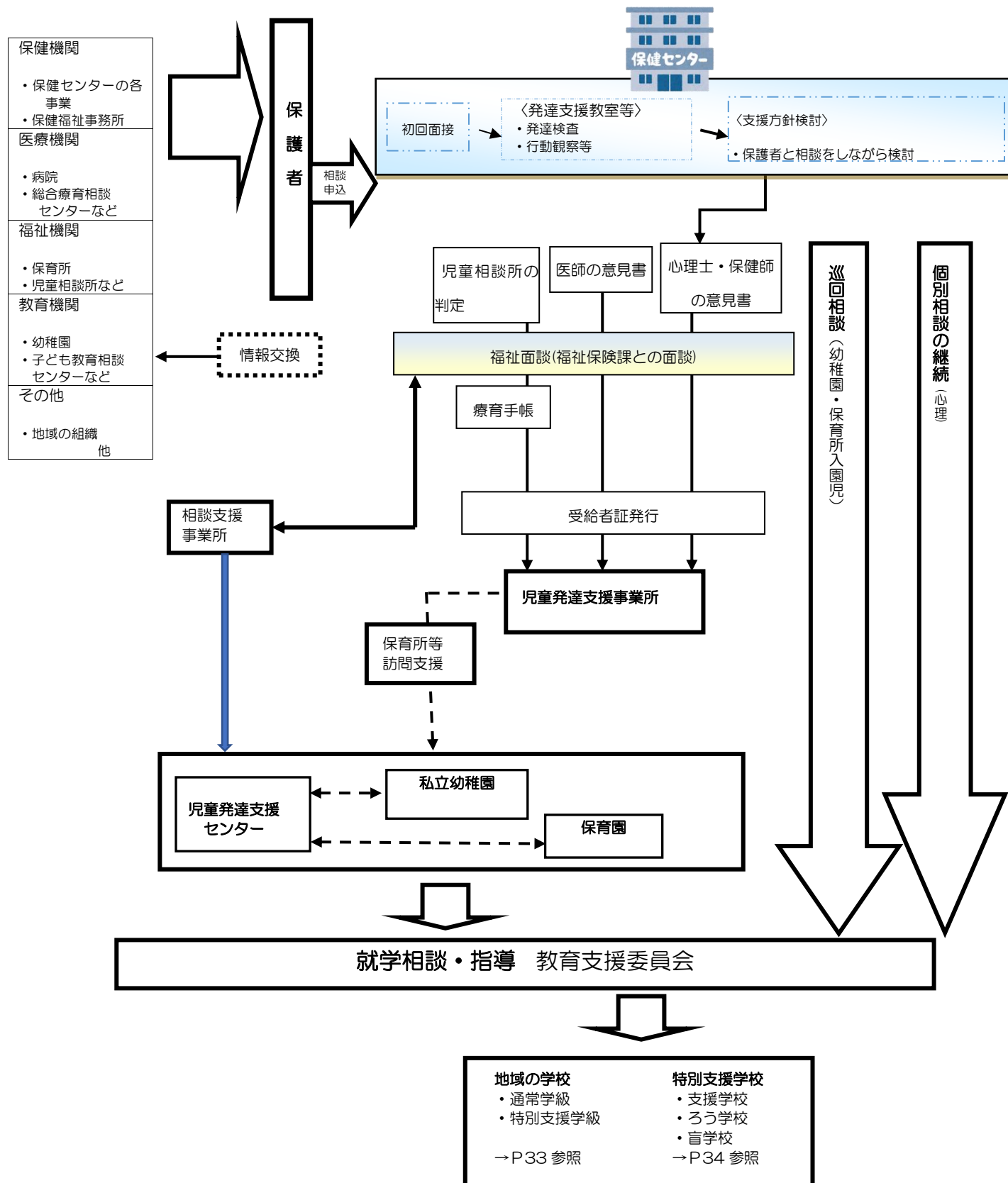




就学前の支援相談のイメージ

未就学のお子さまとその家族を対象に、お子さまの発達上の課題や子育てについて相談に応じ、より良い方法を一緒に考えて行きます。

相談の方法は、個別相談、発達支援教室などの参加があります。





障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。



児童発達支援

成長や発達に心配のあるお子さまが日常生活や社会生活をスムーズに送るために、基本的な生活習慣や動作などを経験する場所です。ご家族への相談支援も行います。

＜担当者＞ 保育士、社会福祉士など
福祉相談の過程で、利用のご案内をします。



事業所等については障害福祉情報サービスかながわをご覧ください。

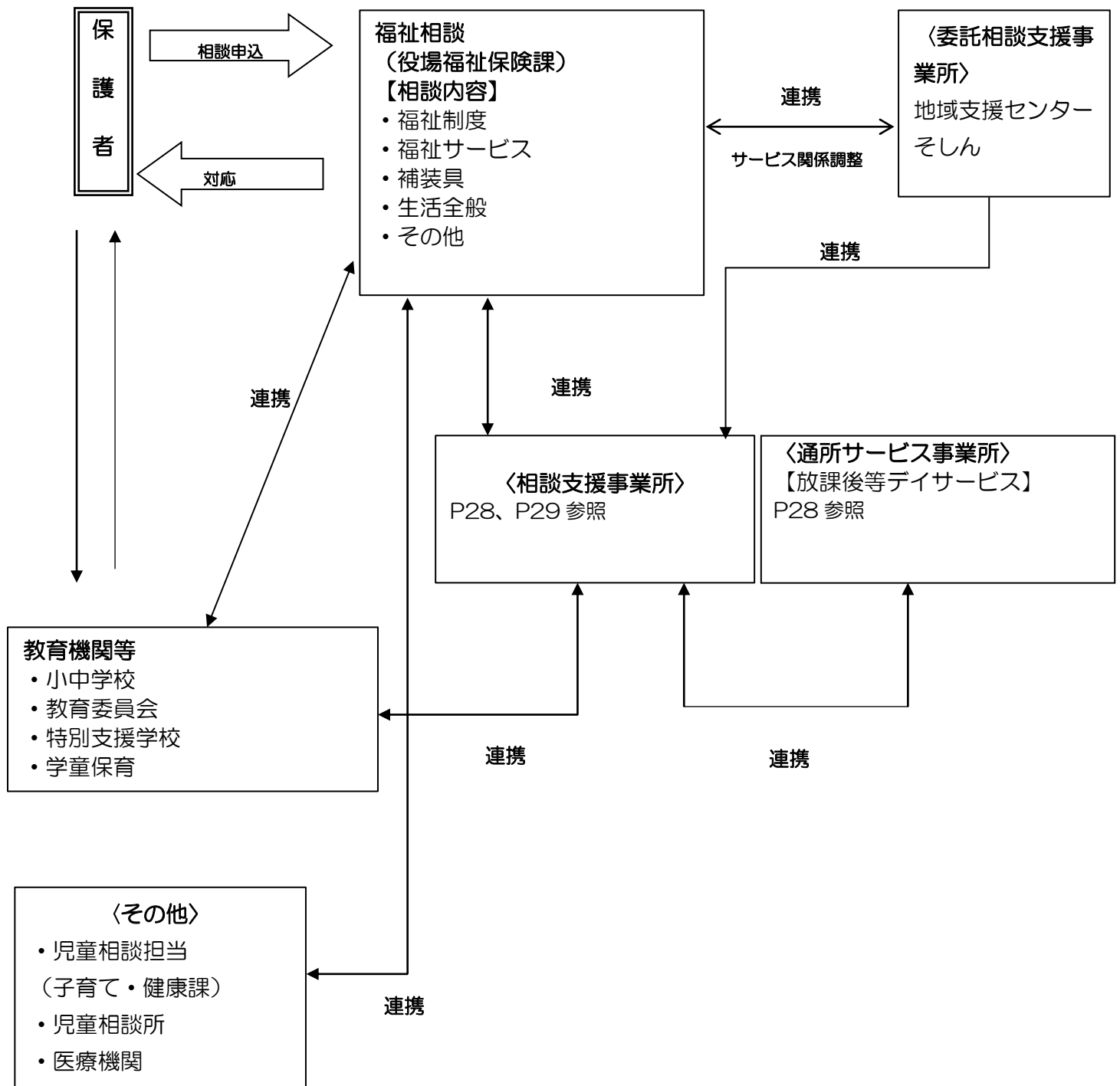
障害福祉情報サービスかながわ



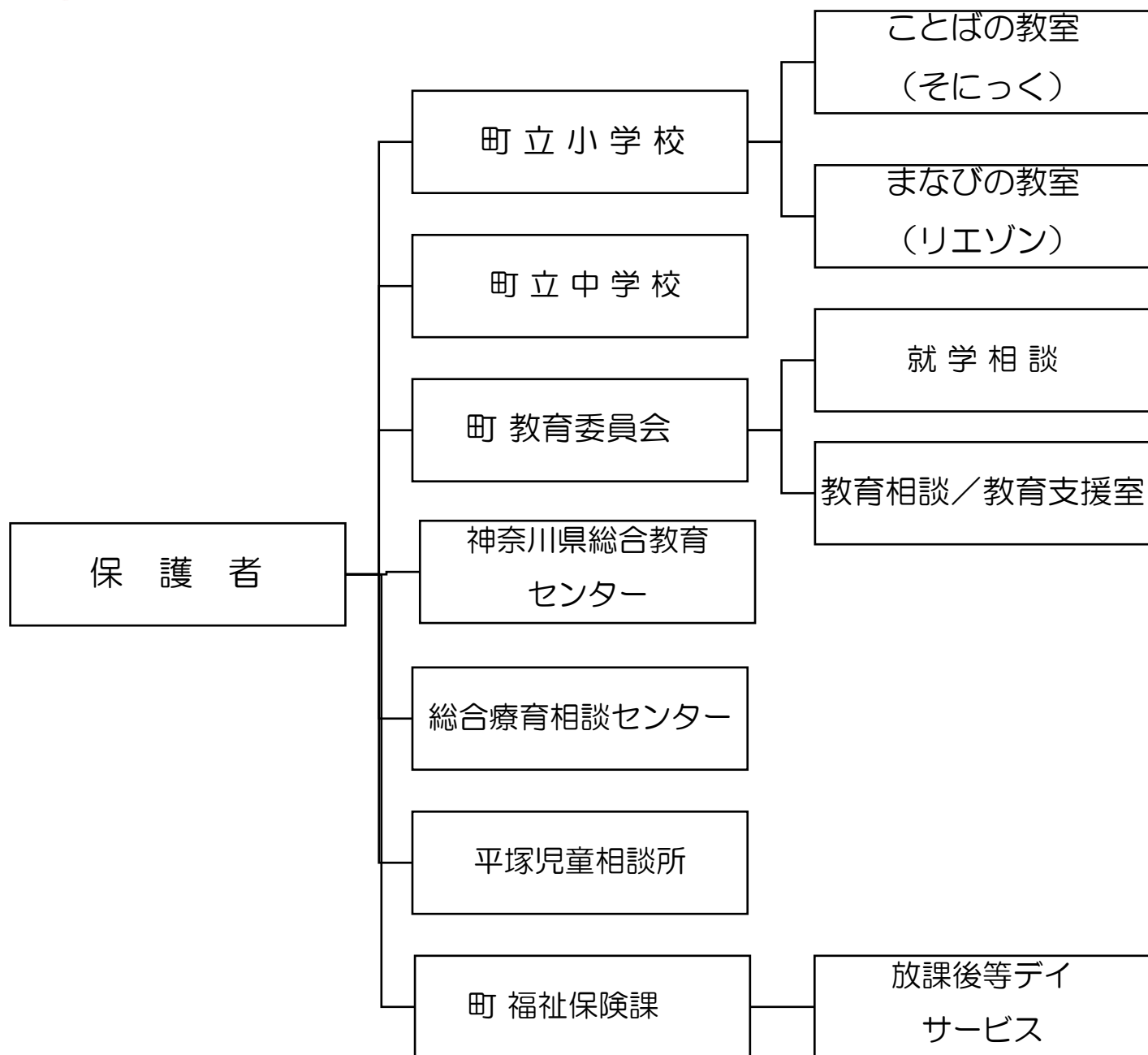


学齢期の支援相談のイメージ

関係するすべての機関と連携しています。



学齢期に相談できるところ



放課後等デイサービス

〈対象〉小学生から高校生までのお子さま。

〈内容〉学校終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流、余暇の提供などを行います。



事業所等については障害福祉情報サービスかながわをご覧ください。

障害福祉情報サービスかながわ



親の会など

	種類	活動内容	電話番号
二宮町 手をつなぐ 育成会	知的障がい 児者本人、 家族、支援 者の会	①会員相互の交流と親睦 ・定例会・バス旅行・クリスマス会 ②福祉の充実に向けての運動と活動 ・県手をつなぐ育成会と連携・機関紙配布 ・行政への要望・懇談 ・関係機関・他団体との情報交換・交流 ・カンナカンナ（就労継続支援 B 型事業所）にボラン ティアとして協力 ・町社協主催「ふれあい福祉のつどい」に参加 活動紹介パネルの展示、模擬店、バザー 会費：年会費 2,400 円	0463-73-0294 （二宮町社会福祉協議 会）
ポコポコの 会	ダウン症を 持つ子と親 の会	茶話会、レクリエーションなど ホームページよりお気軽にお問合せください。 https://pcapc.jimdofree.com/	野本
湘南聴覚障 害児親の会	聴覚障害児・ ろう重複児 親の会	①茶話会 ②他校間、保護者等の交流イベント開催 ③勉強会や講師を招いての講演会等 ④家族への支援 ⑤情報発信（ブログや Facebook 等） 詳細は下記 SNS 等をご確認ください。 BLOG： http://shonandeaf.org/ E-Mail： info@shonandeaf.org LINEID：shonandeaf Facebook：湘南聴覚障害児親の会 twitter：@Shonan_deaf_aop	

平塚地区 自閉症児・ 者親の会	自閉症児・者 をお子さま に持つ親の 会	① 茶話会 ② レクリエーション開催 ③ 親のための勉強会・施設見学 ④ 福祉ショップ運営（喫茶）	雨宮 恵子 0463-36-7105 ※留守番電話にメッセ ージを入れてくださ い。折り返しご連絡し ます。
ぴあの会 ・ ぴあぶらす	子育てをが んばる親の 会	保護者が中心になって悩みのあるお母さんたちとともに 支えあう会です。 活動日 <ぴあの会> 第3水曜日 <ぴあぶらす> 第4月曜日 活動時間 10:00~12:00 会 場 町民センター交流スペース 参加費 無料	室伏 則子 お気軽に遊びに来てく ださい。
湘南あゆみ 会	精神障害を 持つ方の家 族の会	①勉強会 ②体験交流会 ③サロンあゆみ 自由な歓談の場（毎月1回） ④福祉相談員による相談 ⑤施設見学・バス旅行 ⑥会報発行 など 会費：年会費 3,000 円	0463-24-0420 （フレンズ湘南内）



就学相談・教育相談

教育委員会 教育指導課（役場 別棟）

電 話 0463-75-9261



◆ 就学相談

二宮町内の公立小学校へ入学予定で、ことばの発達や集団生活の難しさなどが気になるなど、新入学を迎えるにあたって不安のある方はご相談ください。相談の内容は、相談者である保護者の許可なく他にもれることはありません。

〈相談時間〉 平日 9時00分～17時00分

〈相談方法〉 教育指導課指導班まで電話にてご連絡ください。

相談日時や場所を調整させていただきます。

◆ 教育相談

不登校や交友関係など、お子さまが抱える問題について相談を受け付けています。学校とも連携しながら、専任教諭や指導員、心理教育相談員が、ご家族と一緒に課題の解決に取り組みます。電話、来室など、内容にあった方法で相談できます。

〈来所相談〉 平日 10:00～17:00 ※事前に電話で申し込みください。

〈電話相談〉 平日 9:00～17:00

〈問い合わせ先〉 0463-72-2883（直通）、0463-75-9261

◇教育支援室『やまびこ』

「学校に行きたいけれども、どうしても登校できない」このように悩んでいる小・中学生のための教室です。

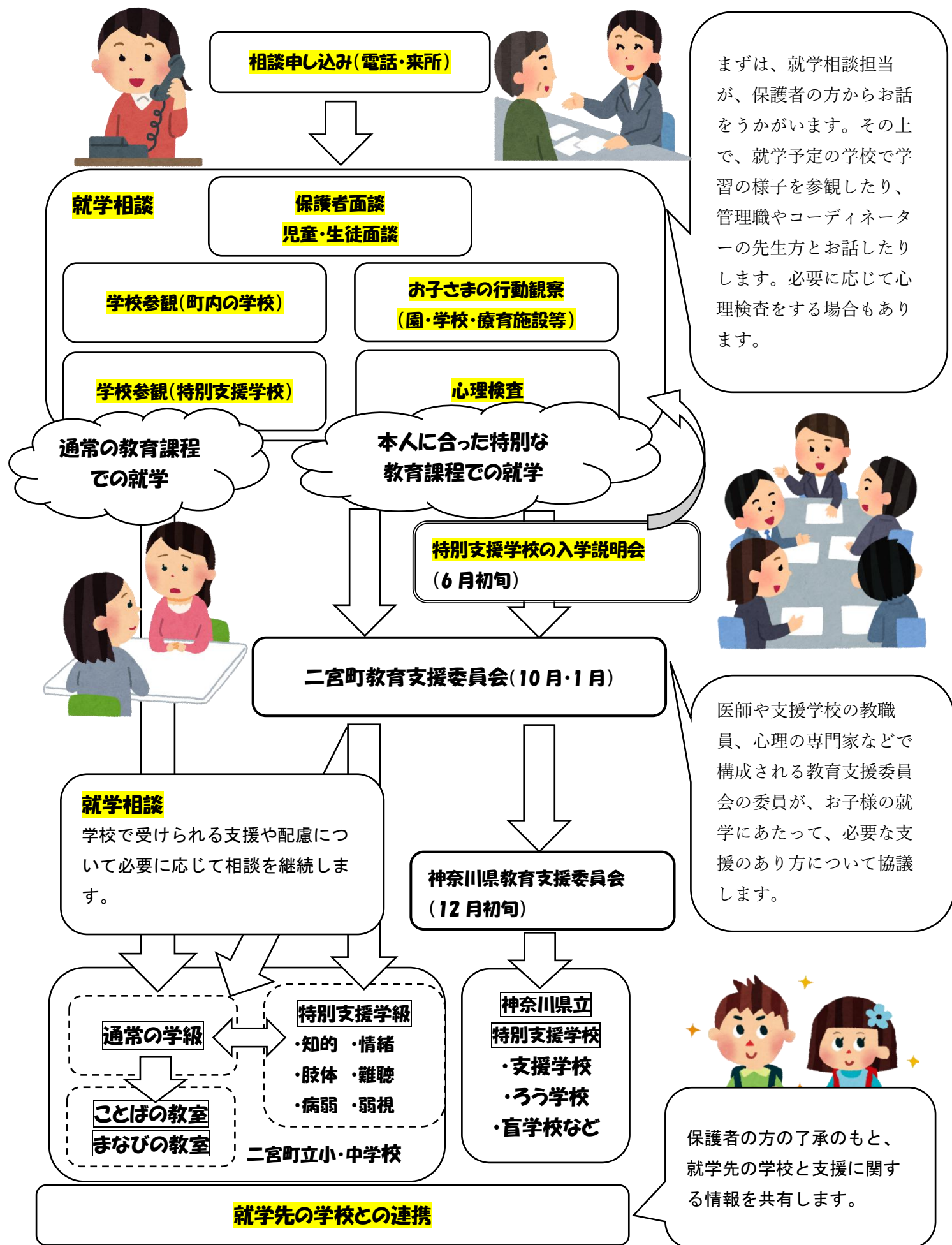
お子さまの社会的自立を目標に、ゆったりと落ち着いた環境の中で、個々のペースに合わせたさまざまな学習活動を展開しています。

〈活動例〉教科の学習、工作、手芸、ゲーム、屋外活動など

〈場 所〉二宮町教育委員会 2 階

〈問い合わせ先〉 0463-72-2883（直通）、0463-75-9261

○就学相談の流れ



特別支援学校

◆ひとりひとりに合わせて適切な指導や支援を行い、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

居住地
交流

二宮町立小中学校

- ◆ 児童生徒の教育的ニーズを踏まえて、指導・支援体制を検討します。
- ◆ 保護者との連携による、個別指導計画の作成と、それに基づく指導支援を実施します。

特別支援学級

小・中学校に設置される学級の一つ。児童生徒の教育的ニーズに応じて、特別支援学級で個別または小集団で学習します。また、通常級で通常級在籍の児童生徒と一緒に学習します（交流）。基本的に、給食や掃除時は通常の学級で過ごします。

交流の促進

通常の学級

個々の特性に配慮しつつ、学年に応じた通常の教育課程に基づいて学習を進めていきます。

通級指導教室

言語障害や発達障害のため、個別の指導計画に基づく支援を受けるための教室で、通常級在籍児童が対象です。

二宮町教育委員会

〒259-0196 二宮町二宮 961

☎ 0463-75-9261

FAX 0463-73-4050



二宮町立小・中学校 通常学級

通常の学級では、個々の特性に配慮しつつ、学年に応じた通常の教育課程に基づいて学習を進めていきます。



二宮町立小・中学校 特別支援学級・通級指導教室

特別支援学級は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の6種別です。お子さまの特性に合わせて、特別な教育課程を編成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。

＊児童生徒の在籍状況によって、学級の設置は学校ごとに異なります。

◆ 小中学校 特別支援学級

設置校	所在地	電話番号
二宮小学校	二宮 872-1	0463-71-0157
一色小学校	百合が丘 2-7	0463-71-1543
山西小学校	山西 1401	0463-72-3777
二宮中学校	二宮 54-2	0463-71-0269
二宮西中学校	川匂 323	0463-71-3116

◆ 通級指導教室

①ことばの教室『そにっく』

ことばや聞こえ等に不安のある子どもが抱える課題に早期に対応し、集団生活や学習などの場面で、もっている力をより発揮できるように個々の特性に応じた指導や支援を行う教室です。町立の小学校の通常の学級に在籍している児童が対象です。

ことばの教室『そにっく』は、二宮小学校に設置されていますが、令和7年度より担当教員による各校への巡回訪問指導を試行します。一色小学校、山西小学校の児童が自校にて指導を受けることもできます。

〈対象〉

- ・ことばがはっきりしない。
- ・耳の聞こえ方に心配がある。
- ・ことばの発達が気になる。等

②まなびの教室『リエゾン』

友達と協調して遊ぶことや集団行動が苦手な子どもが抱える課題に早期に対応し、集団生活や学習などの場面で、もっている力をより発揮できるように、個々の特性に応じた指導や支援を行う教室です。町立の小学校の通常の学級に在籍している児童が対象です。

まなびの教室『リエゾン』は、すべての小学校に設置されていて、担当教員が3校を巡回します。

〈対象〉

- ・ 集団行動が苦手である。
- ・ 自分の気持ちをコントロールすることが難しい。
- ・ 読み、書きなど特定の学習に極端に苦手なものがある。 等

※どちらも年度の途中からでも入級は可能です。



特別支援学校

◆ 県立特別支援学校

学校名	部別	所在地
平塚支援学校	小・中・高・訪問（肢体不自由） 小・中・高（知的）	平塚市寺田縄590 0463-58-0456
湘南支援学校	小・中・高（知的）	平塚市御殿4-14-1 0463-34-7212
平塚盲学校	幼・小・中・高（視覚）	平塚市追分10-1 0463-31-0948
平塚ろう学校	幼・小・中・高（聴覚）	平塚市大原2-1 0463-32-0129
秦野支援学校	小・中・高 （病弱・知的・肢体不自由）	秦野市落合500 0463-81-0948

※特別支援学校をご希望される方は、就学相談をお申込みください。



学童保育

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休業期間中に、適切な遊び及び生活の場を提供する場所です。二宮町内には4つの学童保育所があります。

平成29年4月より、二宮町内の学童保育所の運営は社会福祉法人に委託をしています。

学童名	電話番号	開設時間	対応学区
二宮学童保育所	0463-72-1710	〈授業のある日〉 放課後から午後6時30分 〈授業のない日〉 午前7時30分から午後6時30分 〈延長時間〉 午後6時30分から午後7時30分	二宮小
一色学童保育所	0463-72-1327		二宮小
山西学童保育所	0463-72-0611		一色小
民間学童保育 中里キッズクラブ	0463-75-8815		全学区

◆ 問い合わせ先 社会福祉法人 寿考会 0463-72-1712

手当・助成制度

こども支援課 こども支援班（役場内）

電 話 0463-71-5862

ID 検索 935



児童手当

次代の社会を担う児童のすこやかな育ちを社会全体で応援することを目的に、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父または母（もしくは養育者）に支給される手当です。

※公務員の方は勤務先に申請してください。

ID 検索 959



児童扶養手当

父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、もしくは、父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童について、その児童（18歳到達後最初の3月31日まで）を養育しているひとり親家庭の父または母（もしくは養育者）に支給される手当です。（所得制限があります。）

ID 検索 927



特別児童扶養手当

精神または身体に（政令で定める程度の障害の状態）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。なお、公的年金を受けている、施設に入所している及び扶養者所得が一定額以上のときは支給されません。

ID 検索 924



養育医療

出生時の体重が2,000グラム以下で出生した乳児が指定医療機関で受けた入院医療（食事療養費を含む）費を助成するものです。（健康保険適用外の差額ベッドやおむつ等は対象外）

〈手続き〉 所得制限や医療機関で作成をする書類があります。事前にご相談ください。

〈児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、養育医療の窓口〉

こども支援課 こども支援班 ☎0463-71-5862



小児慢性特定疾病医療費助成制度

慢性疾患により長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行います。

- 〈対象疾患〉 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患
- 〈申請方法〉 申請には、申請書、医療意見書、住民票の写し（原本）同意書、健康保険証のコピーや資格確認書など、市町村民税（非）課税証明書、個人番号（マイナンバー）及び身元確認書類等が必要です。事前に電話で確認してください。
- 〈窓口〉 平塚保健福祉事務所 ☎0463-32-0130



障害者の医療費助成制度

ID 検索 1917

保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費限度額の範囲に限る）を助成します。

- 〈対象者〉 次のいずれかの手帳を 65 歳未満で取得した方
- ・身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級
 - ・療育手帳 A1・A2・B1
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級
- 〈申請方法〉 身体障害者手帳、療育手帳または精神保健障害者手帳、健康保険証、通帳などの口座の番号がわかるもの、個別番号カードまたは通知カード等。
事前に電話で確認してください。
- 〈窓口〉 福祉保険課 福祉・障がい者支援班 ☎0463-75-9289



身体障害者補装具交付修理助成

ID 検索 1913

（身体障害者補装具交付修理助成事業）

身体障がい児者や難病患者が、補装具を購入・借受け又は修理する場合にその費用額、またはその一部を助成します。購入・借受け又は修理前に手続きをする必要があります。購入・借受け又は修理後に手続きをされた場合対象外になりますのでご注意ください。

- 〈窓口〉 福祉保険課 福祉・障がい者支援班 ☎0463-75-9289



自立支援医療受給者証の取得

ID 検索 1883

精神科の治療は長期にわたることが多く、医療費は大きな負担となります。医療にかかる費用のうち、外来診療にかかるものを公費で負担します。

〈対象者〉 原則的に神経症以外の精神疾患ですが、神経症のうちでも心因精神病もしくは精神病質に属するものなどは、審査の結果認められる場合もあります。

自己負担は原則 1 割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

〈申請方法〉 福祉保険課窓口で配布している受給者証用意見書（診断書）を主治医に記入してもらい、福祉保険課窓口にて手続きをします。手続き後、必要書類を町から神奈川県に郵送し、神奈川県にて審査後、約 2 か月で受給者証が発行されます。

〈持ち物〉

1. 意見書（診断書）
2. 健康保険証若しくは生活保護受給証明書（生活保護受給の方）
3. 指定医療機関及び薬局の名称・所在地のわかるもの
4. 個人番号カードまたは通知カード

〈更 新〉 有効期間の 3 か月前から更新手続きをすることができます。

〈窓 口〉 福祉保険課 福祉・障がい者支援班 ☎0463-75-9289



神奈川県在宅重度障害者等手当制度

8月1日現在で、神奈川県内に6か月以上継続して居住している在宅の重度障がい者に支給します。（65歳以上で新たに障がい者となられた方を除く）

年齢要件	次の（１）から（５）のうち１つでもあてはまる方 （１） 65 歳よりも前に、身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 （２） 65 歳よりも前に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 （３） 65 歳よりも前に、療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障害者と判定された方 （４） 65 歳よりも前に特別障害者手当または障害児福祉手当を受けたことがある方 （５） 平成 21 年度に神奈川県在宅重度障害者等手当を受給された方
在住要件	基準日時点で、6 か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの方
在宅要件	基準日の前日までの 1 年間（前年 8 月 1 日から当年 7 月 31 日）に、継続して 3 か月を超えて、医療機関や障害者支援施設等に入院（入所）していない方 ※対象となる医療機関や施設についてはお問い合わせください。
所得要件	所得による支給制限があります。状況によっては「所得状況届」や所得の状況を証明する書類が必要なことがあります。詳しくは福祉保険課までご確認ください。

〈窓 口〉 福祉保険課 福祉・障がい者支援班 ☎0463-75-9289



二宮町在宅障害者福祉手当

ID 検索 1888

在宅で生活する障がいがある方に対して、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。

〈対象者〉 ①・②の要件を満たす方

- ① 当該年度 10 月 1 日（基準日）時点で有効な身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方（ただし、手帳新規取得時の年齢が 65 歳未満の方に限る）
- ② 手帳所持者及びその配偶者の当該年度の市町村民税が非課税の方

〈支給額〉

手帳の等級	年額
身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級	7,000 円
身体障害者手帳 3・4 級、療育手帳 B1、精神障害者保健福祉手帳 2 級	5,000 円
身体障害者手帳 5・6 級、療育手帳 B2、精神障害者保健福祉手帳 3 級	3,500 円

〈窓 口〉 福祉保険課 福祉・障がい者支援班 ☎0463-75-9289



コミュニティバスの割引

〈利用料〉 1回100円（小中学生で手帳を持っている場合は50円）

〈対 象〉 身体障がい者手帳の交付を受けているもの及び介護人
療育手帳の交付を受けているもの及び介護人
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているもの及び介護人
児童福祉法第12条の4又は41条から44条に規定する諸施設において、養護または保護を受けているもの

乗車時に手帳や諸施設の長が発行する押印付きの「一般乗合旅客自動車運賃割引証明書」の提示が必要です。





障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児（20 歳未満）の方に支給します。ただし、障害年金等一定の年金を受給している場合は、資格喪失となります。
〈支給要件〉 障害や病状が下記の要件のうち、いずれかに該当する項目がある場合において対象となります。

- 両眼の視力のがそれぞれ0. 02以下の方
- 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の方
- 両上肢の機能に著しい障がい有する方
- 両上肢の全ての指を欠く方
- 両下肢の用を全く廃した方
- 両大腿を2分の1以上失った方
- 体幹の機能に座っていることができない程度の障がい有する方
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる方（知的障害も含まれます。）
- 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

〈支給額〉 月額 15,690 円（年 4 回に分けて支給）
（令和6年度より）

〈窓 口〉 平塚保健福祉事務所 ☎0463-32-0130

子育てガイドブック

発行 ニ宮町

こども家庭センター「にのはぐ」

〒259-0123

ニ宮町二宮 1410 ニ宮町保健センター内

☎0463-71-7100

発行日 令和 7 年 4 月



©東京ハイジ/ニ宮町